

大浜中学校 いじめ防止対策基本計画

基本方針

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 6 月 28 日公布、9 月 28 日施行）の施行に伴い石垣市立大浜中学校では、この法律の趣旨を踏まえるとともに、校内体制を整備し「いじめ防止対策」を推進する。

1 「いじめ」の定義（文部科学省）

「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

2 「いじめ防止対策」の基本的な考え方

「いじめ」を重大な人権侵害としてとらえ、「いじめ」は人間として絶対に許されない、また、どこの学校でも、どの学年・学級でも、どの子どもにも起こりうるという認識に立ち、早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応を進める。

- (1) 「弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持たせる指導の徹底。
- (2) いじめの早期発見、迅速な対応の徹底。
- (3) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導（気持ちに寄り添い、徹底して守ること）の重視。
- (4) 重篤ないじめは、暴力や犯罪であるという認識を持たせる指導の徹底。
- (5) 4 極構造（加害者、被害者、傍観者、大人）でいじめをとらえるとともに、関係者が役割を果たし、一体となった取り組みの重視。

3 いじめ防止対策の整備及び取り組み

(1) 「いじめ」の相談窓口

「いじめ」は早期発見、早期対応が求められる。学級担任をはじめ相談しやすい教職員への連絡・相談は勿論、具体的な窓口を決め、「いじめ」の早期発見に努める。

「いじめ」の相談窓口

教頭、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー、担任
生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、各学年主任
各学年生徒指導担当

(2) 取り組み

- ・早期発見及び予防のために月1回「いじめに関するアンケート」の実施。
- ・毎週1回の「生徒支援委員会」の実施。
- ・毎学期1回の「いじめ防止対策校内委員会」の実施。
- ・教育相談の実施及びスクールカウンセラー等との面談。
- ・インターネット等の正しい使い方についての周知、研修会等の実施
- ・専門的な知識を有する者等との連携。(警察とも連携する)

(3) 「いじめ防止対策校内委員会」の設置

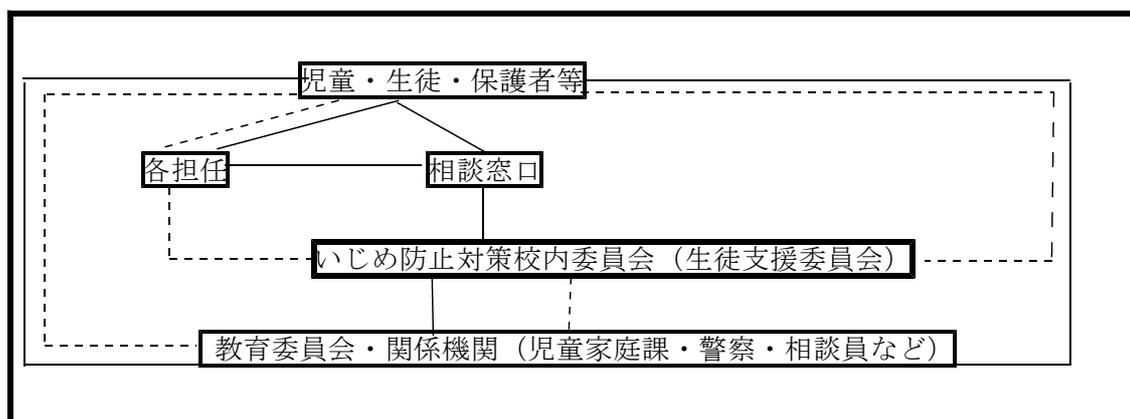
「いじめ」の早期発見、早期対応、早期解決の取り組みを行うための組織として「いじめ防止対策校内委員会」を設置する。但し生徒支援委員会がこれを兼ねる。

「いじめ防止対策校内委員会」

委員：校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、各学年生徒指導担当
教育相談担当、スクールカウンセラー
特別支援教育コーディネーター

なお、「いじめ防止対策校内委員会」は、いじめ防止対策、早期解決の取り組み以外に、いじめに関する研修会の開催、いじめ防止のための児童・生徒への一斉指導、いじめに関するアンケートの実施・分析、いじめ防止に向けた保護者との連携等の企画・運営も担当する。

4 「いじめ防止対策」に関する相談・指導体制関連図

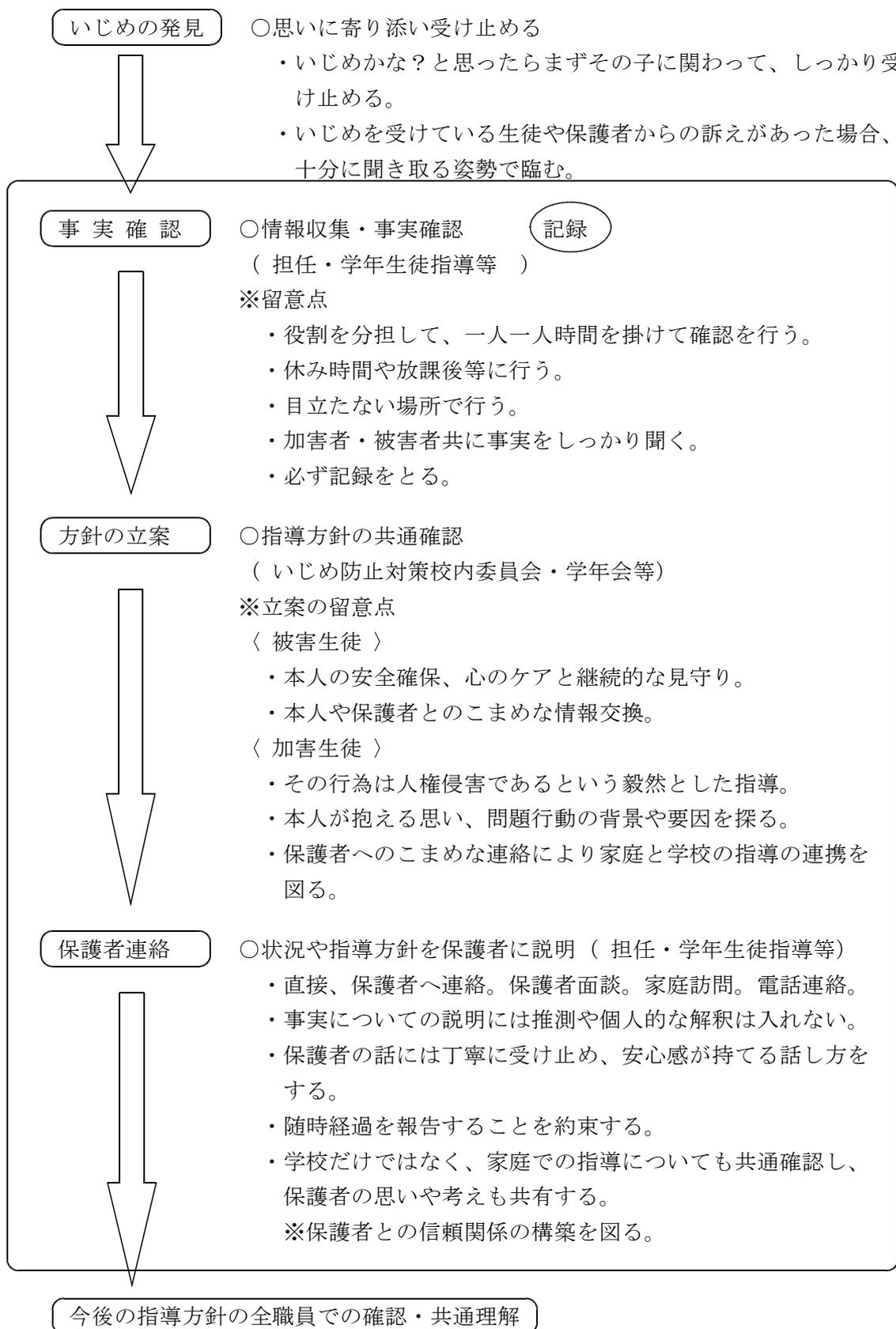


5 「学校が講ずべき処置」

- (1) いじめの事実確認
- (2) いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
- (3) いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。

6 「いじめの初期対応」 → チームで対応する

※学年・学校全体の問題・課題としてとらえ、多くの職員で連携して対応する。



いじめの重大事態への対応

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
- 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
- 調査結果を踏まえた必要な処置